

指定申請について

南河内広域事務室 広域福祉課（グループ）

（富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村）

こちらは、指定居宅（介護予防）サービス事業、指定居宅介護支援事業の指定申請（本申請）についての手引きです。

申請や事業開設準備の前にあらかじめご確認いただきたいことや、特に注意が必要となることなどについて掲載していますので、上記事業をお考えの方は必ず当手引きをお読みいただきますようお願いいたします。

（注）通所介護・地域密着型通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護については、指定申請（本申請）や施設建築・改築等の前に事前協議が必要となりますので、当該事業をお考えの方はこちらをお読みいただく前に、南河内広域事務室ホームページ【新規指定（解説）申請】のページをご覧ください。

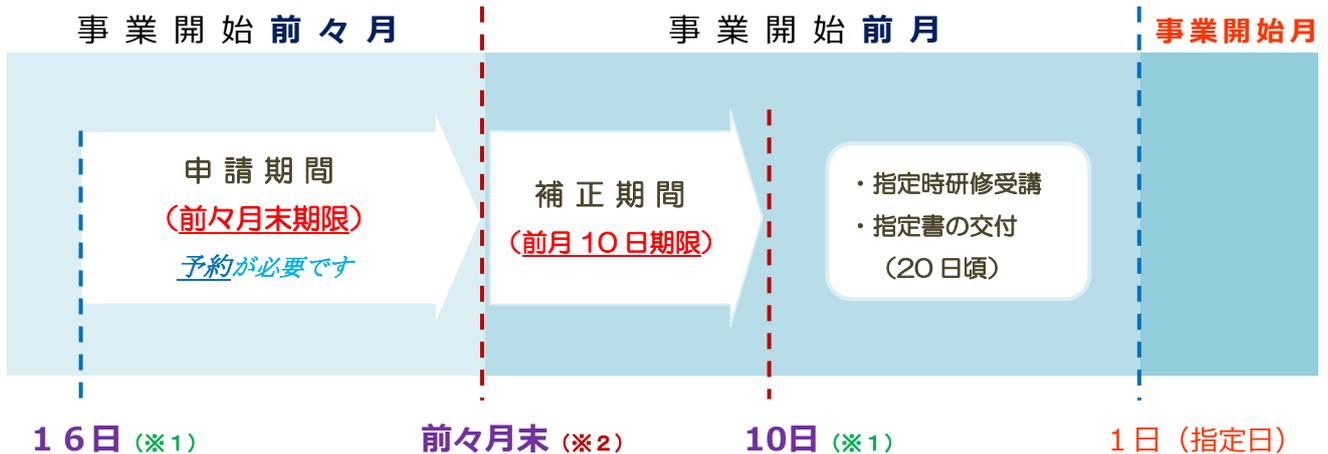
▶▶▶ http://www.kouiki321.jp/procedure/fukushi/pro_siteikyotaku/01.html

・文中「▶▶▶」マークのある箇所は、パソコン画面上でクリックいただくと該当するホームページ等が表示されます。（お使いのパソコンの環境等によっては表示されない場合があります。）

I. 申請受付期間（スケジュール）について

指定申請（本申請）の受付については、その期間・期限を設けています。

具体的には、事業開始予定月の前々月16日（※1）から前々月末（※2）までの間に少なくとも1回は申請書類をお持ちの上来庁（要予約）いただき、かつ事業開始月の前月10日（※1）までに補正完了となる（申請書類が全て不備なく揃う）ことが指定を受けるための条件となります。



(※1) 土・日・祝日等の場合は、その翌開庁日

(※2) 土・日・祝日等の場合は、その前開庁日

例：3月から事業を開始する場合（3月1日指定）

・1月16日～1月末までの間に、ご予約のうえ申請にお越し（来庁）いただき、かつ2月10日までに全ての申請書類をご提出いただく必要があります。

申請（来庁）にあたっては予約が必要です。直前になりますと予約が混み合い、ご希望の日時にお越しただけない場合がありますので、なるべく事業開始月の前々月上旬頃までにお電話願います。

なお、申請（来庁）日当日のご予約は承っておりません。

【ご予約・お問い合わせ先】

0721-20-1199（南河内広域事務室 広域福祉課 介護保険担当）

【開庁日時】 土・日・祝日および12月29～1月3日を除く

平日9：00～17：30

指定申請時の手数料について

平成28年4月1日から、南河内広域事務室を構成する6市町村（富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村）の手数料条例の改定により、指定居宅サービス事業等の新規指定申請および指定の更新申請について、手数料が必要となりました。

手数料の金額や適用開始時期については以下（次のページを含む）のとおりです。

■ 手数料の金額について

サービス（事業）種別	手数料	
	新規指定申請	更新申請
居宅サービス ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護（利用定員（同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限）が19人以上の通所介護） ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・居宅療養管理指導 ・特定施設入居者生活介護	1つのサービス（事業）につき	
介護予防サービス ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防特定施設入居者生活介護	30,000円	10,000円
居宅サービスと介護予防サービスを、同時に申請する場合 注）居宅サービスと、当該居宅サービスに対応する介護予防サービスを同一の事業所において一体的に運営するものとして同時に申請される場合に限りです。（次頁【算定の例】参照）	居宅サービスと予防サービスを併せて1件とし、1件ごとに 35,000円	10,000円

サービス（事業）種別	手数料	
	新規指定申請	更新申請
居宅介護支援 （ケアプランセンター）	30,000円	10,000円

サービス（事業）種別	手数料	
	新規指定申請	更新申請
地域密着型通所介護 ……利用定員（同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限）が18人以下の通所介護	30,000円	10,000円

・・・【算定の例】・・・

例1 福祉用具 貸与 のみ新規申請 → 30,000円

例2 福祉用具 貸与 + 介護予防福祉用具 貸与 を同時に新規申請 → 35,000円

例3 福祉用具 貸与 & 福祉用具 販売 を同時に新規申請
→ 30,000円 + 30,000円 = 60,000円

例4 福祉用具 貸与 + 介護予防福祉用具 貸与 & 福祉用具 販売 + 介護予防福祉用具 販売 を同時に新規申請
→ 35,000円 + 35,000円 = 70,000円

例5 地域密着型通所介護 + 介護予防通所介護 を同時に新規申請 (地域密着型サービスであるため、「例2」のような居宅サービスと介護予防サービスを同時に申請する場合の算定方法を適用できない場合)
→ 30,000円 + 30,000円 = 60,000円

■ 手数料の納付が必要となる申請（受付）時期について

平成28年4月1日以降に受け付けた申請から手数料が必要となります。

したがって、平成28年5月1日指定(事業開始)の新規指定申請から対象となります。ただし、平成28年5月1日指定事業所の申請期間は平成28年3月16日から開始されますので、平成28年3月31日までに申請受け付けが完了した場合、手数料は必要ありません。

なお、「平成28年6月1日指定申請」の受付期間は平成28年4月18日から5月10日までとなっており、この申請受付期間より前に申請を受け付けることはできず、手数料が必要となります。

■ 納付方法について

指定申請（本申請）受付時に納付書をお渡しいたしますので、納付方法等詳細につきましては、その際にご説明いたします。

II. 注意事項

地域によっては、市街化調整区域など都市計画法等の規定により介護保険事業を行えない、または制限や条件等がある地域があります。

事業所設置場所を決定される前に、必ず「[▶▶ 新規申請事前確認書](#)」を用いて関連部署へ事業実施の可否等を確認してください。

III. 指定を受けるための要件について

① **法人**であり、**定款の目的欄**に**当該事業に関する記載**があり、その旨**登記**していること。

【株式会社などの営利法人や特定非営利活動法人の場合】

＜定款（事業の目的欄）への記載例＞

■ 包括的に（他の事業も含めて）規定する場合…「介護保険法に基づく居宅サービス事業」

個別のサービス（事業）ごとに規定する場合・・・

「介護保険法に基づく」の後に続けて、
訪問介護事業、訪問入浴介護事業、訪問看護事業、通所介護事業、短期入所生活介護事業、特定施設入居者生活介護事業、福祉用具貸与事業、特定福祉用具販売事業 などを記載

■ 包括的に（他の事業も含めて）規定する場合…「介護保険法に基づく介護予防サービス事業」

個別のサービス（事業）ごとに規定する場合・・・

「介護保険法に基づく」の後に続けて、
介護予防訪問介護事業、介護予防訪問入浴介護事業、介護予防訪問看護事業、介護予防通所介護事業、介護予防短期入所生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業、介護予防福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業 などを記載

・「介護保険法に基づく居宅介護支援事業」（居宅介護支援事業：ケアプランセンター）

（注）「**小規模（定員18名以下）の通所介護**」は平成28年4月から**地域密着型通所介護**へ移行されます。
また、「**介護予防訪問介護**」、「**介護予防通所介護**」は将来的に**総合事業へ移行**されますので、下記の事業をあらかじめ定款に併せて規定（および登記）しておくことも可能です。

現行	＜制度移行後の定款の目的欄（事業目的）記載例＞	
	個別の事業ごとに規定する場合	包括的に（他事業含め）規定する場合
小規模の通所介護	介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業	介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
介護予防訪問介護	介護保険法に基づく第一号訪問事業	介護保険法に基づく第一号事業
介護予防通所介護	介護保険法に基づく第一号通所事業	

【医療法人・社会福祉法人などの、監督官庁等がある法人（特定非営利活動法人を除く）の場合】

定款への記載方法や定款変更認可手続き（スケジュール等）について、必ず事前に所轄・監督官庁にご相談・確認願います。

② 事業所従業員の知識及び技能並びに人員および事業所の設備等が、次の大阪府条例に定める基準を満たしており、条例に定める運営方針等に従って適正な事業の運営ができること。

■ 居宅サービス：「[▶▶▶ 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例](#)」（平成24年大阪府条例第115号）

■ 介護予防サービス：「[▶▶▶ 大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例](#)」（平成24年大阪府条例第116号）

■ 居宅介護支援事業：「[▶▶▶ 大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例](#)」（平成26年大阪府条例第136号）

各事業ごとの人員基準・設備基準等の概略については、[▶▶▶ 大阪府ホームページ【新規指定様式集】](#)のページに掲載の、「[指定申請書類一式 \[PDFファイル\]](#)」をご覧ください。

なお、上記PDFファイルには申請書類の記入例（※）等も掲載されていますので、申請書類作成時の参考としてください。

（※）記入例において「**大阪府知事**」との表記がある箇所については、申請事業所の所在地市町村長に置き換えてください（例；富田林市に開設予定の場合、「**富田林市長**」と記入）。

また、ご提出いただく書類については大阪府ホームページ掲載の様式ではなく、必ず[▶▶▶ 南河内広域事務室ホームページ](#)掲載の様式を使用してください。なお、広域福祉課窓口において申請書類の交付は行っていません。

③ 法人の役員や管理者が、法に定める**欠格事由**（※）に該当しないこと。

（※）欠格事由とは、例えば以下のような事項に該当する場合をいいます。（下記は欠格事由の概略です。詳しくは、申請書類のうち、「誓約書」をご確認願います。）

- ・禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・介護保険法や労働に関する法律、その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・社会保険料や労働保険料等について滞納処分を受け、かつ、引き続き滞納している者
- ・5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ・指定取消処分から5年を経過しない者（指定取消手続き中に自ら廃止届を行った者を含む）

IV. その他指定申請における注意点について

・ 賃貸借契約書について

賃貸物件で事業を行う場合、物件所有者と賃貸借契約を交わしていただく必要がありますが、内容に不備があった場合に、申請期間中に修正が間に合わないケースが多く見受けられますので、あらかじめ以下の点にご留意いただいた上で契約を行ってください。

補正事例

× 借主が、法人代表者個人名義となっている。

…借主は事業者である法人の名義である必要があります。(法人が使用権原(※)を確保する必要があります)。

(※) 使用権原…私法上の概念で、ある法律行為または事実行為を正当とする法律上の原因(所有権、賃借権など)をいいます。従って、例えば法人代表者が所有する物件を事業所として使用する場合は、法人代表者(個人としての所有者)と、法人との間で賃貸借契約を交わしていただく必要があります。

× 使用目的・用途などが、「居宅」「倉庫」「工場」などとなっている。

…このような場合、介護保険事業を行うことについて貸主から承諾を得ていないということとなりますので、使用目的・用途などは、「介護保険事業」「訪問介護事業」「事務所」などと規定していただく必要があります。

× 契約期間が短期間(概ね5年以内)であるが、期間満了後に契約を更新できる旨の規定がない。

…このような場合、介護保険事業を安定的に行えないものとして補正を求めることがあります。

・ 損害賠償責任保険について

補正事例

× 保険期間の始期(保険の効力発生日時)が、指定日(1日)の「8時から」「16時から」などとなっている。

× 1日が休日なので保険期間の開始日を「0月2日から」等と設定している。

…上記のような事例が多く見受けられますが、たとえ申請事業所の営業開始日時が保険の効力発生日時以降であっても、あくまで指定事業所が賠償責任を負う可能性は、指定日(1日)の0時から発生します。

このような場合、契約内容の変更(補正)を指示することとなりますが、契約内容の変更には時間を要することが多いので、必ずご契約の前に、保険の開始日時を保険会社の担当者へご確認いただきますようお願いいたします。

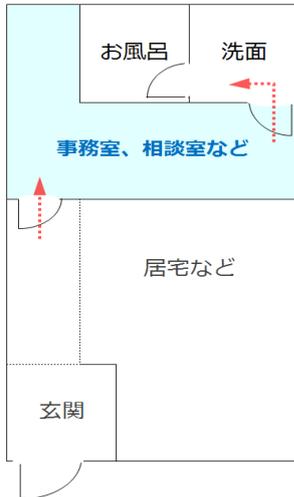
なお、保険会社によっては保険開始時刻が一律「16時から」などと決まっており、「0時から」といった設定ができない場合があります。このような場合は、保険開始日を指定日の前日以前に設定してください。

・ 事業所の間取り（区画）について

事業所の間取り（区画）については、個別の申請ごとに平面図を精査し、事業を運営するにあたっての支障の有無等を判断することとなります。

以下に、これまでの申請において補正が必要であると判断したもののうちから、特に多く見受けられる事例を掲載いたしますので、間取り作成時の参考としてください。

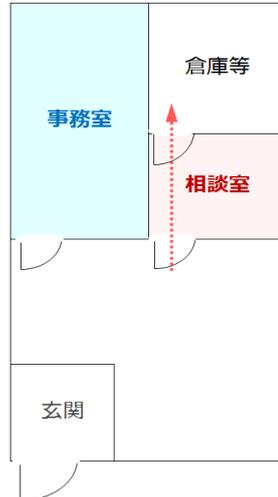
補正事例



- ×（居宅併設等において）居住者が、事業所の専用区画を通らないと他の居住スペースに移動できないケース

…事業所を居宅等と併設する場合において、事業所の専用区画を通らないと2階など他のスペースに移動できないような事例については、個人情報保護の観点から見て問題があります。

たとえ当該居宅に居住するのが法人代表者のみである場合や、家族全員が当該事業所の従業員または役員等である場合であっても認められません。

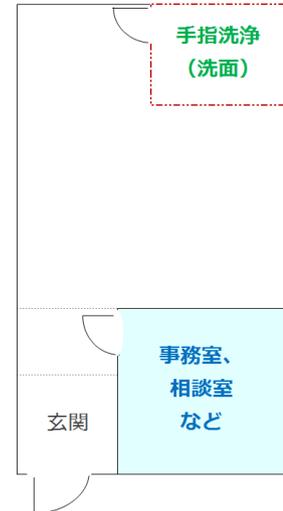


- × 相談室を通過しないと他の部屋等へ移動できないケース

…相談室の配置については、利用者等のプライバシーに最大限配慮いただく必要があります。

上図のような場合、相談中に従業員等が相談室を通過する恐れがあるため認められません。

なお、相談室内に物入れなどを設置することも同様です。



- × 手指洗浄設備が、従業員の動線から離れているケース

…介護保険事業者には、自ら進んで感染症予防等に取り組んでいただく必要があります。上図のような場合、手洗い等の取組みに積極的でないものとして、補正を求める場合があります。

なお、場所的に離れていなくても、手指洗浄が疎かになる可能性があるようなケースについては、補正を求める場合があります。



- × 通所介護など他事業の利用者が利用する区画を通過するケース

…通所介護の利用者からすれば、他事業（サービス）の従業員はあくまで他人です。

見知らぬ人が行き来することで通所介護の利用者を不安にさせる恐れがあるだけでなく、個人情報保護の観点から見ても問題があります。